

鹿児島県 地球温暖化対策実行計画

別冊1 促進区域の設定に関する環境配慮基準

令和5年3月

鹿児島県

－ 目 次 －

第1 環境配慮基準

1 太陽光発電に関する基準 . . . 別冊1-1

- (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
- (2) 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等

2 陸上風力発電に関する基準 . . . 別冊1-2

- (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
- (2) 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等

第2 環境配慮基準の見直し . . . 別冊1-3

(別表)

別表1-1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域 (太陽光発電)

別表1-2 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等 (太陽光発電)

別表2-1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域 (陸上風力発電)

別表2-2 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等 (陸上風力発電)

第1 環境配慮基準

1 太陽光発電に関する基準

地域脱炭素化促進施設のうち、太陽光発電（太陽光を電気に変換するもの。）に関する環境配慮基準は次の（1）及び（2）のとおりとします。

（1） 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「省令」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、別表1-1に掲げる区域とします。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

（2） 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等

省令第5条の4第2項第2号に規定する「環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項をいう。）のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）、当該考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。）並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法」は、別表1-2のとおりとします。市町村が促進区域を定める場合は、別表1-2に基づき、同表の「収集すべき情報」について、その「収集方法」により情報を収集する必要があります。また、促進区域内で行われる事業について、同表の「環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第5項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置付ける必要があります。

2 陸上風力発電に関する基準

地域脱炭素化促進施設のうち、陸上風力発電（風力を電気に変換するもののうち、海域に設置されるものを除く。）に関する環境配慮基準は次の（１）及び（２）のとおりとします。

（１） 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

省令第5条の4第2項第1号に規定する「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、別表2-1に掲げる区域とします。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

（２） 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等

省令第5条の4第2項第2号に規定する「環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項をいう。）のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）、当該考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。）並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法」は、別表2-2のとおりとします。市町村が促進区域を定める場合は、別表2-2に基づき、同表の「収集すべき情報」について、その「収集方法」により情報を収集する必要があります。また、促進区域内で行われる事業について、同表の「環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、法第21条第5項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置付ける必要があります。

第2 環境配慮基準の見直し

省令第5条の6第5項の規定により、鹿児島県地球温暖化対策実行計画に掲げる再生可能エネルギーの利用の促進に関する施策の実施に関する目標の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、環境配慮基準の見直しを行います。

別表 1 - 1 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（太陽光発電）

環境配慮事項	区域名	区域を定める法令・条例等
土地の安定性への影響	・ 砂防指定地	・ 砂防法
	・ 地すべり防止区域	・ 地すべり等防止法
	・ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・ 土砂災害特別警戒区域	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	・ 保安林	・ 森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ ラムサール条約湿地	・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
	・ 国指定鳥獣保護区	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・ 県指定鳥獣保護区の特別地区	・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・ 環境大臣が指定する生息地等保護区	・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 環境大臣が指定する生息地等保護区	・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・ 生息地等保護区	・ 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	・ 世界自然遺産の資産範囲及びその緩衝地帯範囲	・ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	・ 県自然環境保全地域	・ 鹿児島県自然環境保全条例
	・ 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）のうち核心地域及び緩衝地域	・ 国際連合教育科学文化機関による人間と生物圏計画
	・ 保護林	・ 林野庁による指定
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 国立公園及び国定公園の区域	・ 自然公園法
	・ 県立自然公園の区域	・ 県立自然公園条例
	・ 風致地区	・ 都市計画法
	・ 伝統的建造物群保存地区	・ 文化財保護法
	・ 世界文化遺産の資産範囲及びその緩衝地帯範囲	・ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
その他県が必要と判断するもの	・ 河川区域	・ 河川法
	・ 河川保全区域	
	・ 河川予定地	
	・ 海岸保全区域	・ 海岸法
	・ 一般公共海岸区域	
	・ 農用地区域内農地	・ 農業振興地域の整備に関する法律
	・ 甲種農地	・ 農地法
・ 第1種農地		
〔いづれについても、営農型太陽光発電の要件を満たし、農地法の一時転用許可を受けて設置する農地を除く。〕		
・ 重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物のうち面的に指定されている区域	・ 文化財保護法	
・ 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物のうち面的に指定されている区域	・ 鹿児島県文化財保護条例	

別表1-2 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等（太陽光発電）

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項			
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、保育所、病院、診療所及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設）の配置状況 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース（以下この表において「EADAS」という。） 住宅地図 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設及び住宅における、パワーコンディショナ、空調機器及び変圧器からの騒音レベルを予測した上で、保全対象施設及び住宅への影響が懸念される場合（※）は、パワーコンディショナ、空調機器及び変圧器の設置場所と保全対象施設及び住宅との距離を十分確保し、パワーコンディショナ本体はキュービクルやコンテナ等に収納するなど適切な防音対策を講じること。 ※騒音レベルの予測結果が、保全対象施設及び住宅の所在地に適用される環境基準を超える場合や、周辺に主要な騒音発生源がない極めて静穏な環境であり、施設稼働時の保全対象施設及び住宅における騒音が環境基準未満であっても不快に感じるおそれがある場合などが想定される。
	<ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る環境基準の類型指定地域 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 鹿児島県ホームページ 	
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 河川、湖沼及び湧水の利水状況（飲用水又は農業用水等）及び漁業実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 土地改良区及び漁業組合等に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、排水処理施設の設置や、沈砂機能を付加した調整池の設置等、適切な排水計画を採用すること。 樹木の伐採、除根等を行う場合は、雨水調整池を設置すること。 洗掘や雨裂による土壌流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じること。 地盤改良材を使用する場合は、環境に配慮した地盤改良材を選定するとともに、地盤改良材が流出しないような工法を採用すること。 排水先の河川等に漁業権が設定され、又は飲料水若しくは農業用水等へ使用されている場合には、調整池による洪水流量の抑制を行うことに加え、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルターを含む。）の設備を設置すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 河川等公共用水域の水質状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 鹿児島県ホームページ 	
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 日本の地形レッドデータ 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の地形レッドデータブック第1集新装版一危機にある地形一（2000年12月18日、小泉武栄・青木賢人編集、古今書院） 日本の地形レッドデータブック第2集一保存すべき地形一（2002年3月23日、小泉武栄・青木賢人編集、古今書院） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避け、又は改変面積を最小限に抑えた事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 県又は市町村の重要な地形・地質 	<ul style="list-style-type: none"> 県又は市町村が公表している重要な地形・地質に関する資料 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	・文化財保護法に基づき指定される地形、地質に関する天然記念物等（重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物）の存在の有無	・鹿児島県ホームページ	
	・鹿児島県文化財保護条例において指定される地形、地質に関する天然記念物等（県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物）の存在の有無	・鹿児島県ホームページ	
	・市町村文化財保護条例において指定される地形、地質に関する天然記念物等の存在の有無	・市町村ホームページ ・文献	
	・世界のジオパーク及び日本のジオパークのジオサイト	・日本ジオパークネットワーク（JGN）ホームページ	
土地の安定性への影響	・降水の状況	・気象庁ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に盛土又は切土が存在する場合は、法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図られる勾配や工法を決定すること。特に、地形及び地質の状況等により、谷部において盛土又は切土を行うことで土砂の崩壊等による災害を発生させるおそれが大きい場合には、当該盛土又は切土を行わず、事業区域内の地形改変によって発生する土砂については、区域外への搬出も含めて検討すること。 ・地表水や地下水の状況等を踏まえ、地表水を排除するための排水溝や、地下排水施設の設置等、適切な排水計画を採用すること。 ・工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質を考慮し、大雨による影響が懸念される場合は造成工事を避け、地形や地質等を踏まえた適切な工法を採用するなど、法面の崩壊等のリスクを回避するための配慮をすること。 ・自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性が高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。 ・自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他災害の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。
	・土地の履歴（土地の造成、洪水、廃棄物が地下にある土地としての指定状況等）	・市町村所管課に聴取 ・県廃棄物・リサイクル対策課に聴取	
	・地盤沈下の状況	・市町村所管課へ聴取	
	・地形及び地質の状況（軟弱地盤、埋立地、盛土地盤、造成地、崖・急傾斜面、谷底低地、地質の風化の状況）	・鹿児島県ホームページ ・土砂災害警戒区域等マップ ・鹿児島県砂防三法情報マップ ・専門家等に聴取	
	・活断層の状況	・産業総合研究所活断層データベース	
	・地すべり、崩壊の状況（地すべり指定区域、急傾斜危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、特定盛土等規制区域）	・鹿児島県ホームページ ・土砂災害警戒区域等マップ ・鹿児島県砂防三法情報マップ ・山地災害危険地区マップ	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、保育所、病院、診療所及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設）の種類 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設、住宅、高速道路、国道及び空港への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整し、又は配置を調整するなど、反射光による影響が軽減されるように対策を講じること。 反射光による影響が特に懸念される場合は、防眩性能の高い設備を採用すること。 反射光による影響が特に懸念される、住宅、高速道路、国道及び空港との境界部にフェンスを設置したり、植栽を施すなど、反射光による影響を回避又は低減すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路、国道、空港 	<ul style="list-style-type: none"> 地図 	
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項			
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県指定鳥獣保護区（特別地区以外の区域） 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な動物の生息地の直接改変を回避し、又は分布域内での改変面積を最小限に抑えること。 改変量を抑制した工法・工種を採用すること。 動物の重要な種の繁殖期・繁殖地を考慮した工期・工法を採用すること。 一定面積の森林を残したり、周辺の森林との連続性を維持することによって、動物の移動経路を確保すること。 重要な動物の生息地がある場合は、それらの場所への土砂の流入を防止するとともに、みだりに侵入しないこと。 反射光及び放射等に伴う熱の発生による動物への影響を回避又は低減するため、アレイの向き及び配置を調整し、防眩性能の高い施設を採用し、又は施設の境界部にフェンスを設置し、若しくは植栽を施す等の措置を講じること。 その他、事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置（※）を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について、九州地方環境事務所若しくは沖縄奄美自然環境事務所、県自然保護課又は専門家に聴取し、促進区域と併せて示すこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法により指定されているもの（天然記念物、特別天然記念物） 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 文献 	
	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により指定されているもの（国内希少野生動植物種） 	<ul style="list-style-type: none"> 文献 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> レッドリスト、レッドデータブック（環境省）に取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 文献 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全基礎調査（環境省）に取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全法及び鹿児島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等の指定理由又は構成要素として重要な種及び生態系 	<ul style="list-style-type: none"> 九州地方環境事務所に聴取（国指定：屋久島、稲尾岳） 県自然保護課に聴取（県指定：木場岳、万九郎） 	
	<ul style="list-style-type: none"> IBA（Important Bird and Biodiversity Areas）プログラムによって選定された重要野鳥生息地 	<ul style="list-style-type: none"> IBAホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 世界自然遺産地域において顕著で普遍的な価値を構成するとされる種 	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書 	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域により注目されている種、集団繁殖地、産卵場等 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県文化財保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 		

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村文化財保護条例により指定されているもの 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例により指定されているもの 鹿児島県レッドリスト、鹿児島県レッドデータブックに取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法により指定されているもの(天然記念物, 特別天然記念物) 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 文献 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な植物の生育地の直接改変を回避し, 又は分布域内での改変面積を最小限に抑えること。 改変量を抑制した工法・工種を採用すること。 まとまりのある森林を残し, 周辺の森林との連続性を確保すること。 現存植生, 潜在自然植生等を考慮した植栽・緑化計画を策定すること。 重要な植物の生育地がある場合は, それらの場所への土砂の流入を防止するとともに, みだりに侵入しないこと。 植栽に用いる樹木等は, その地域の在来種とするよう配慮すること。 反射光及び放射等に伴う熱の発生による植物への影響を回避又は低減するため, アレイの向き及び配置を調整し, 防眩性能の高い施設を採用し, 又は施設の境界部にフェンスを設置し, 若しくは植栽を施す等の措置を講じること。 その他, 事業の実施に先立ち, 必要に応じて調査を行い, 必要な措置(※)を講じること。 ※市町村は, 促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生育状況とその保全に必要な措置について, 九州地方環境事務所若しくは沖縄奄美自然環境事務所, 県自然保護課又は専門家に聴取し, 促進区域と併せて示すこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により指定されているもの(国内希少野生動植物種) 	<ul style="list-style-type: none"> 文献 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> レッドリスト, レッドデータブック(環境省)に取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 文献 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全基礎調査(環境省)に取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全法及び鹿児島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等の指定理由又は構成要素として重要な種及び生態系 	<ul style="list-style-type: none"> 九州地方環境事務所に聴取(国指定: 屋久島, 稲尾岳) 県自然保護課に聴取(県指定: 木場岳, 万九郎) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「植物群落レッドデータブック」(財団法人日本自然保護協会1996)に掲載されている群落 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本のレッドデータ検索システム」ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 世界自然遺産地域において顕著で普遍的な価値を構成するとされる種, 群落 	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県文化財保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村文化財保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県希少野生動植物保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県レッドリスト, 鹿児島県レッドデータブックに取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 原則, 当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし, 当該植生が点在している場合, 事業者が, 専門家の意見聴取・現地調査を行い, 必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りでない。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落, 巨樹・巨大林等の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地の改変を避けた事業計画にすること。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省ホームページ 自然再生協議会に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たって, 必要な措置(※)を講じること。 ※市町村は, 当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し, 促進区域と併せて示すこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 重要里地里山 重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 九州地方環境事務所又は沖縄奄美自然環境事務所に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち, 必要に応じて調査を行い, 必要な措置(※)を講じること。 ※市町村は, 促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について, 九州地方環境事務所又は沖縄奄美自然環境事務所に聴取し, 促進区域と併せて示すこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定された天然保護区域 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮対象事項である「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」における「環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方」と同様の措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県指定鳥獣保護区 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林, 社寺林, 屋敷林等)並びに水辺地等のうち, 地域を特徴付ける重要な自然環境 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域で認められている魚類の産卵場等 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 現存植生図 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度図 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性重要地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク) 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
③人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	【眺望点】		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点から景観資源の方向を望んで写真を撮影し、その写真に施設設置後の事業区域を図示したり、フォトモンタージュを作成することにより、主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度を確認し、影響が懸念される場合は以下の①から⑤に掲げる対策を講ずること。 ①周辺景観との調和に配慮してアレイを配置すること。 ②敷地境界から距離をとってアレイを配置すること。 ③敷地境界周辺に植栽を施し、又は周辺部の森林を残すこと。 ④周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とすること。 ⑤既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にすること。 ・事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
	・地形図及び県又は市町村等の観光資料等に展望地、展望台として挙げられているもの	・市町村所管課に聴取 ・観光パンフレット、ガイドブック等	
	・地形図に記載されている峠で、眺望の良い場所	・市町村所管課に聴取	
	・キャンプ場、ハイキングコース、自然歩道等の野外レクリエーション地で眺望の良い場所	・市町村所管課に聴取 ・観光パンフレット、ガイドブック等	
	・観光道路上で眺望の良い場所（パークینگエリア、道の駅等で眺望の良い場所を含む。）	・市町村所管課に聴取	
	・集落周辺の眺望の良い場所、社寺等地域に密接した眺望の良い場所	・市町村所管課に聴取	
	・文化財保護法、鹿児島県文化財保護条例又は市町村文化財保護条例において指定された名勝のうち、眺望点として指定されているもの	・鹿児島県ホームページ ・市町村ホームページ	
	・自然公園法又は県立自然公園条例において指定された自然公園の利用施設計画に位置付けられている利用施設	・県自然保護課に聴取	
	・景観法に基づき市町村が策定する景観計画に記載されている眺望点	・市町村所管課に聴取	
	【景観資源】		
	・文化財保護法又は鹿児島県文化財保護条例において指定された名勝	・鹿児島県ホームページ	
・文化財保護法で選定された重要文化的景観を構成する景観資源	・鹿児島県ホームページ		
・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約で登録されている文化遺産及び自然遺産、世界遺産暫定一覧表記載資産	・推薦書		

考慮対象 事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための 考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	・「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」(環境庁)で選定されている景観資源	・環境省ホームページ	
	・県又は市町村の条例で指定されている景観資源, 市町村要覧・観光関連資料・県又は市町村により選定された景観100選等に記載されている景観資源	・市町村所管課に聴取	
	・景観法に基づき市町村が策定する景観計画に記載されている景観資源	・市町村所管課に聴取	
	・市町村の景観保護条例等による保護 ・規制区域	・市町村所管課に聴取	
	・各景観行政団体の景観形成重点地区	・市町村所管課に聴取	
	・エコツーリズム推進法により指定される特定自然観光資源	・県自然保護課に聴取	
	・自然環境情報図における自然景観資源等	・環境省ホームページ	
	・市町村による環境基本計画, 景観形成計画での地域の景観目標等	・市町村所管課に聴取	
	・長距離自然歩道	・環境省ホームページ	
	・里地里山(二次林, 人工林), 農地, ため池, 草原, 河畔林等のうち, 減少・劣化しつつあるもの	・市町村所管課に聴取	
	・都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林, 社寺林, 屋敷林等)並びに水辺地等のうち, 地域を特徴付ける重要な自然環境	・市町村所管課に聴取	
	・社寺, 史跡等	・EADAS	
	・自然再生・森林再生・里地里山保全活動の対象地	・市町村所管課に聴取	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の区域	・EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に自然との触れ合いの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。 ・隣接する自然との触れ合いの活動の場へ、造成工事に伴う土ぼこり、建設機械や工事用車両による騒音及び振動の影響が及ばないように配慮すること。 ・隣接する自然との触れ合いの活動の場の快適性・利便性を損なうことのないよう、適切に維持管理（※）すること。 ※適切な維持管理として以下の①から④に掲げる対策を講ずること <ul style="list-style-type: none"> ①アレイの向き及び配置を調整し、防眩性能の高い施設を採用し、又は活動の場と施設の境界部にフェンスを設置し、若しくは植栽を施すなど、反射光による影響を防止すること。 ②活動の場と施設の間に緑地帯を整備し、又はパワーコンディショナ本体はキュービクルやコンテナ等に収納するなど、騒音を防止すること。 ③水質汚濁などの環境影響の緩和措置を講ずること。 ④事業区域内の雑草の繁茂、フェンス等の破損を防止すること。
	・エコツーリズム推進法により指定される特定自然観光資源	・県自然保護課に聴取	
	・都市緑地法、生産緑地法による指定地域	・市町村所管課に聴取	
	・市民農園整備促進法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による市民農園	・市町村所管課に聴取	
	・温泉法による指定地域	・環境省ホームページ（国民温泉保養地）	
	・里地里山（二次林、人工林）、農地、ため池、草原、河畔林等のうち、地域で利用されているもの	・市町村所管課に聴取	
	・都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）のうち、地域で利用されているもの	・市町村所管課に聴取	
	・社寺、史跡等	・EADAS	
	・学校	・EADAS	
	・野外レクリエーション地（キャンプ場、海水浴場、散策路）	・EADAS	
・長距離自然歩道	・環境省ホームページ		
④その他県が必要と判断するもの			
廃棄物等による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が地下にある土地としての指定状況等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に基づく指定区域又は同法に基づく廃止確認を受けていない一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県廃棄物・リサイクル対策課に聴取 ・市町村所管課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下にある廃棄物を飛散又は流出させないこと。 ・埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずること。 ・土地の形質変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずること。 ・覆土による機能や擁壁等の貯留構造物の機能を維持するための措置を講ずること。 ・掘削した廃棄物は適正に処理すること。 ・土地の形質変更に当たっては、必要に応じて放流水をモニタリングし、生活環境保全上の支障又はそのおそれが確認された場合は、必要な措置を講ずること。
配慮が必要な施設等に対する影響	<ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区、港湾隣接地域の指定状況（港湾法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が以下の①及び②に掲げる区域を含む場合は、港湾管理者と協議の上、事業実施に当たって、港湾の利用・保全又は港湾計画の遂行等を著しく阻害しないよう、適切な配慮を行うこと。 ①臨港地区又はその周辺地域 ②港湾隣接地域又はその周辺地域

別表2-1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（陸上風力発電）

環境配慮事項	区域名	区域を定める法令・条例等
土地の安定性への影響	・砂防指定地	・砂防法
	・地すべり防止区域	・地すべり等防止法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	・保安林	・森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地	・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
	・国指定鳥獣保護区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・県指定鳥獣保護区の特別地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・環境大臣が指定する生息地等保護区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区	・鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例
	・環境大臣が指定する生息地等保護区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
地域を特徴づける生態系への影響	・生息地等保護区	・鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例
	・世界自然遺産の資産範囲及びその緩衝地帯範囲	・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	・県自然環境保全地域	・鹿児島県自然環境保全条例
	・生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）のうち核心地域及び緩衝地域	・国際連合教育科学文化機関による人間と生物圏計画
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・保護林	・林野庁による指定
	・国立公園及び国定公園の区域	・自然公園法
	・県立自然公園の区域	・県立自然公園条例
	・風致地区	・都市計画法
	・伝統的建造物群保存地区	・文化財保護法
その他県が必要と判断するもの	・世界文化遺産の資産範囲及びその緩衝地帯範囲	・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	・河川区域	・河川法
	・河川保全区域	・河川法
	・河川予定地	・河川法
	・海岸保全区域	・海岸法
	・一般公共海岸区域	・海岸法
その他県が必要と判断するもの	・農用地区域内農地	・農業振興地域の整備に関する法律
	・甲種農地	・農地法
	・第1種農地	・農地法
その他県が必要と判断するもの	・重要文化財，国指定史跡，名勝，天然記念物のうち面的に指定されている区域	・文化財保護法
	・県指定有形文化財，県指定有形民俗文化財，県指定史跡名勝天然記念物のうち面的に指定されている区域	・鹿児島県文化財保護条例

別表 2-2 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等（陸上風力発電）

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項			
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、保育所、病院、診療所及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設）の配置状況 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース（以下この表において「EADAS」という。） 住宅地図 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設及び住宅における風力発電施設からの騒音レベルを予測した上で、保全対象施設及び住宅への影響が懸念される場合（※1）は、風力発電施設の設置場所を調整して保全対象施設及び住宅からの離隔を一定程度（※2）確保すること。 ※1 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月環境省）との整合が図られているか検討すること。加えて、騒音に係る環境基準の類型指定地域が指定されている地域においては、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）との整合が図られているか検討すること。 ※2 「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（平成25年6月環境省）において、風車から1キロメートル程度離れた住民から騒音の苦情が寄せられている事例があることにも留意して検討すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る環境基準の類型指定地域 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 鹿児島県ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「残したい日本の音風景100選」（環境省） 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページ 	
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 日本の地形レッドデータ 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の地形レッドデータブック第1集新装版－危機にある地形－（2000年12月18日、小泉武栄・青木賢人編集、古今書院） 日本の地形レッドデータブック第2集－保存すべき地形－（2002年3月23日、小泉武栄・青木賢人編集、古今書院） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避け、又は改変面積を最小限に抑えた事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 県又は市町村の重要な地形・地質 	<ul style="list-style-type: none"> 県又は市町村が公表している重要な地形・地質に関する資料 	
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定される地形、地質に関する天然記念物等（重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物）の存在の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県文化財保護条例において指定される地形、地質に関する天然記念物等（県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物）の存在の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村文化財保護条例において指定される地形、地質に関する天然記念物等の存在の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ホームページ 文献 	
	<ul style="list-style-type: none"> 世界のジオパーク及び日本のジオパークのジオサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 日本ジオパークネットワーク（JGN）ホームページ 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方	
	収集すべき情報	収集方法		
土地の安定性への影響	・降水の状況	・気象庁ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に盛土又は切土が存在する場合は、法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図られる勾配や工法を決定すること。特に、地形及び地質の状況等により、谷部において盛土又は切土を行うことで土砂の崩壊等による災害を発生させるおそれが大きい場合には、当該盛土又は切土を行わず、事業区域内の地形改変によって発生する土砂については、区域外への搬出も含めて検討すること。 ・地表水や地下水の状況等を踏まえ、地表水を排除するための排水溝や、地下排水施設の設置等、適切な排水計画を採用すること。 ・工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質を考慮し、大雨による影響が懸念される場合は造成工事を避け、地形や地質等を踏まえた適切な工法を採用するなど、法面の崩壊等のリスクを回避するための配慮をすること。 	
	・土地の履歴（土地の造成、洪水、廃棄物が地下にある土地としての指定状況等）	・市町村所管課に聴取 ・県廃棄物・リサイクル対策課に聴取		
	・地盤沈下の状況	・市町村所管課に聴取		
	・地形及び地質の状況（軟弱地盤、埋立地、盛土地盤、造成地、崖・急傾斜面、谷底低地、地質の風化の状況）	・鹿児島県ホームページ ・土砂災害警戒区域等マップ ・鹿児島県砂防三法情報マップ ・専門家等に聴取		
	・活断層の状況	・産業総合研究所活断層データベース		
風車の影による影響	・地すべり、崩壊の状況（地すべり指定区域、急傾斜危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、特定盛土等規制区域）	・鹿児島県ホームページ ・土砂災害警戒区域等マップ ・鹿児島県砂防三法情報マップ ・山地災害危険地区マップ	<ul style="list-style-type: none"> ・風車の影が保全対象施設及び住宅に長時間かからないよう風力発電施設の配置の見直しや稼働制限等を検討（※）すること。 ※「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（平成23年6月環境省）で示されている海外のガイドラインの指針値（風車の影がかかる時間が年間30時間かつ1日30分を超えないこと）にも留意して検討すること。 	
	・保全対象施設（学校、保育所、病院、診療所及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設）の配置状況	・EADAS ・住宅地図		
	・住宅の分布状況			
	②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項			
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・鹿児島県指定鳥獣保護区（特別地区以外の区域）		・EADAS
・文化財保護法により指定されているもの（天然記念物、特別天然記念物）		・文献 ・EADAS		
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により指定されているもの（国内希少野生動植物種）		・文献 ・環境省ホームページ		
・レッドリスト、レッドデータブック（環境省）に取り上げられているもの		・文献 ・環境省ホームページ		
・自然環境保全基礎調査（環境省）に取り上げられているもの		・環境省ホームページ		

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全法及び鹿児島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等の指定理由又は構成要素として重要な種及び生態系 	<ul style="list-style-type: none"> 九州地方環境事務所に聴取(国指定：屋久島, 稲尾岳) 県自然保護課に聴取(県指定：木場岳, 万九郎) 	<p>には、風力発電施設のライトアップを控えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業対象区域に留鳥性猛禽類の餌場が含まれる場合であって、衝突が懸念される場合は、案山子又は反射テープの設置等、猛禽類の飛来低減を図ること。 希少なコウモリ類等の衝突により、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、「低風速時のフェザリング」や「カットイン風速値上げ」などの保全措置を図ること。 その他、事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置(※)を講じること。 <p>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について、九州地方環境事務所若しくは沖縄奄美自然環境事務所、県自然保護課又は専門家に聴取し、促進区域と併せて示すこと。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> IBA (Important Bird and Biodiversity Areas) プログラムによって選定された重要野鳥生息地 	<ul style="list-style-type: none"> IBAホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 世界自然遺産地域において顕著で普遍的な価値を構成するとされる種 	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書 	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域により注目されている種, 集団繁殖地, 産卵場等 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県文化財保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村文化財保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県レッドリスト, 鹿児島県レッドデータブックに取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電に係るにおける鳥類のセンシティブティマップ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> イヌワシ・クマタカ2次メッシュ情報 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> オオワシ・オジロワシ2次メッシュ情報 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 渡りをするタカ類集結地2次メッシュ情報 	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成27年9月環境省自然環境局野生生物課) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 主な渡りのルート, 集結地 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地2次メッシュ情報 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	<ul style="list-style-type: none"> シギ・チドリ類モニタリングサイト1000 海鳥繁殖地 日本の「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク(EAAFP)」参加地 コクガンの行動圏に関する情報 コウモリ洞分布 コウモリ分布 	<ul style="list-style-type: none"> 「シギ・チドリ類モニタリングサイト1000」(環境省自然環境局生物多様性センター) 海鳥コロニーデータベース(環境省自然環境局生物多様性センター) EAAFP参加地の位置区域情報(平成27年12月環境省自然環境局野生生物課) Satellite-Tracking of the Spring Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al, 2016, Ornithol Science 15:37-45) 日本のコウモリ洞総覧(澤田勇, 自然誌研究雑誌, 第2/3/4号別刷 p. 53-80, 1994) コウモリ類関連の各種学会誌他 	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法により指定されているもの(天然記念物, 特別天然記念物) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により指定されているもの(国内希少野生動植物種) レッドリスト, レッドデータブック(環境省)に取り上げられているもの 自然環境保全基礎調査(環境省)に取り上げられているもの 自然環境保全法及び鹿児島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等の指定理由又は構成要素として重要な種及び生態系 「植物群落レッドデータブック」(財団法人日本自然保護協会1996)に掲載されている群落 	<ul style="list-style-type: none"> 文献 EADAS 文献 環境省ホームページ 文献 環境省ホームページ 環境省ホームページ 九州地方環境事務所に聴取(国指定: 屋久島, 稲尾岳) 県自然保護課に聴取(県指定: 木場岳, 万九郎) 「日本のレッドデータ検索システム」ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な植物の生育地の直接改変を回避し, 又は分布域内での改変面積を最小限に抑えること。 改変量を抑制した工法・工種を採用すること。 まとまりのある森林を残し, 周辺の森林との連続性を確保すること。 現存植生, 潜在自然植生等を考慮した植栽・緑化計画を策定すること。 重要な植物の生育地がある場合は, それらの場所への土砂の流入を防止するとともに, みだりに侵入しないこと。 植栽に用いる樹木等は, その地域の在来種とするよう配慮すること。 その他, 事業の実施に先立ち, 必要に応じて調査を行い, 必要な措置(※)を講じること。 ※市町村は, 促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生育状況とその保全に必要な措置について, 九州地方環境事務所若しくは沖縄奄美自然環境事務所, 県自然保護課又は専門家に聴取し, 促進区域と併せて示すこと。

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	<ul style="list-style-type: none"> 世界自然遺産地域において顕著で普遍的な価値を構成するとされる種、群落 	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県文化財保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村文化財保護条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例により指定されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県レッドリスト、鹿児島県レッドデータブックに取り上げられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページで種名を確認 文献等で分布を確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りでない。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落、巨樹・巨大林等の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地の改変を避けた事業計画にすること。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省ホームページ 自然再生協議会に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たって、必要な措置（※）を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と併せて示すこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 重要里地里山 重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 九州地方環境事務所又は沖縄奄美自然環境事務所にへ聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置（※）を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について、九州地方環境事務所又は沖縄奄美自然環境事務所に聴取し、促進区域と併せて示すこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定された天然保護区域 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮対象事項である「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」における「環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方」と同様の措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県指定鳥獣保護区 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域で認められている魚類の産卵場等 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 現存植生図 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度図 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性重要地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法	環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方	
	収集すべき情報		収集方法
③人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	【眺望点】	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮すること。 ・風力発電施設の建設等に当たっては、主要な眺望景観（※1）及び地域固有の景観（※2）を阻害しないこと。 ※1 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。 ※2 「地域固有の景観」とは、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される景観で、地域内外で一定の知名度を有し、又は地域住民が特別な愛着を持つ山並み及び海岸線その他の地域の代表的な景観をいう。 ・その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の①及び②に掲げる事項に留意すること。 ①位置については、山の稜線を乱さない（※3）ようにすること。 ②色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りでない。 ※3 「山の稜線を乱さない」の意義は、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」及び「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン【Q&A】」による。 ・事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。 	
	・地形図及び県又は市町村等の観光資料等に展望地、展望台として挙げられているもの		・市町村所管課に聴取 ・観光パンフレット、ガイドブック等
	・地形図に記載されている峠で、眺望の良い場所		・市町村所管課に聴取
	・キャンプ場、ハイキングコース、自然歩道等の野外レクリエーション地で眺望の良い場所		・市町村所管課に聴取 ・観光パンフレット、ガイドブック等
	・観光道路上で眺望の良い場所（パークینگエリア、道の駅等で眺望の良い場所を含む。）		・市町村所管課に聴取
	・集落周辺の眺望の良い場所、社寺等地域に密接した眺望の良い場所		・市町村所管課に聴取
	・文化財保護法、鹿児島県文化財保護条例又は市町村文化財保護条例において指定された名勝のうち、眺望点として指定されているもの		・鹿児島県ホームページ ・市町村ホームページ
	・自然公園法又は県立自然公園条例において指定された自然公園の利用施設設計画に位置付けられている利用施設		・県自然保護課に聴取
	・景観法に基づき市町村が策定する景観計画に記載されている眺望点		・市町村所管課に聴取
	【景観資源】		
	・文化財保護法又は鹿児島県文化財保護条例において指定された名勝		・鹿児島県ホームページ
・文化財保護法で選定された重要な文化的景観を構成する景観資源	・鹿児島県ホームページ		
・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約で登録されている文化遺産及び自然遺産、世界遺産暫定一覧表記載資産	・推薦書		

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
	<ul style="list-style-type: none"> 「第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査報告書」(環境庁)で選定されている景観資源 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 県又は市町村の条例で指定されている景観資源, 市町村要覧・観光関連資料・県又は市町村により選定された景観100選等に記載されている景観資源 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づき市町村が策定する景観計画に記載されている景観資源 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の景観保護条例等による保護 規制区域 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 各景観行政団体の景観形成重点地区 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズム推進法により指定される特定自然観光資源 	<ul style="list-style-type: none"> 県自然保護課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境情報図における自然景観資源等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による環境基本計画, 景観形成計画での地域の景観目標等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 長距離自然歩道 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山(二次林, 人工林), 農地, ため池, 草原, 河畔林等のうち, 減少・劣化しつつあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林, 社寺林, 屋敷林等)並びに水辺地等のうち, 地域を特徴付ける重要な自然環境 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> 社寺, 史跡等 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生・森林再生・里地里山保全活動の対象地 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所管課に聴取 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の区域	・EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に自然との触れ合いの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。 ・隣接する自然との触れ合いの活動の場へ、造成工事に伴う土ぼこり、建設機械や工事用車両による騒音及び振動の影響が及ばないように配慮すること。 ・隣接する自然との触れ合いの活動の場の快適性・利便性を損なうことのないよう、適切に維持管理（※）すること。 ※適切な維持管理として以下の①及び②に掲げる対策を講ずること ①騒音を防止すること。 ②水質汚濁などの環境影響の緩和措置を講ずること。
	・エコツーリズム推進法により指定される特定自然観光資源	・県自然保護課に聴取	
	・都市緑地法、生産緑地法による指定地域	・市町村所管課に聴取	
	・市民農園整備促進法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による市民農園	・市町村所管課に聴取	
	・温泉法による指定地域	・環境省ホームページ（国民温泉保養地）	
	・里地里山（二次林、人工林）、農地、ため池、草原、河畔林等のうち、地域で利用されているもの	・市町村所管課に聴取	
	・都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）のうち、地域で利用されているもの	・市町村所管課に聴取	
	・社寺、史跡等	・EADAS	
	・学校	・EADAS	
	・野外レクリエーション地（キャンプ場、海水浴場、散策路）	・EADAS	
・長距離自然歩道	・環境省ホームページ		
④その他県が必要と判断するもの			
水の濁りによる影響	・河川、湖沼及び湧水の利水状況（飲用水又は農業用水等）及び漁業実施状況	・市町村所管課に聴取 ・土地改良区及び漁業組合等に聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、排水処理施設の設置や、沈砂機能を付加した調整池の設置等、適切な排水計画を採用すること。 ・樹木の伐採、除根等を行う場合は、雨水調整池を設置すること。 ・洗掘や雨裂による土壌流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずること。 ・地盤改良材を使用する場合は、環境に配慮した地盤改良材を選定するとともに、地盤改良材が流出しないような工法を採用すること。 ・排水先の河川等に漁業権が設定され、又は飲料水若しくは農業用水等へ使用されている場合には、調整池による洪水流量の抑制を行うことに加え、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルターを含む。）の設備を設置すること。
	・水質汚濁に係る環境基準の水質類型指定	・EADAS	
	・河川等公共用水域の水質状況	・EADAS ・鹿児島県ホームページ	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
廃棄物等による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が地下にある土地としての指定状況等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に基づく指定区域又は同法に基づく廃止確認を受けていない一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県廃棄物・リサイクル対策課に聴取 ・市町村所管課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下にある廃棄物を飛散又は流出させないこと。 ・埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講じること。 ・土地の形質変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講じること。 ・覆土による機能や擁壁等の貯留構造物の機能を維持するための措置を講ずること。 ・掘削した廃棄物は適正に処理すること。 ・土地の形質変更に当たっては、必要に応じて放流水をモニタリングし、生活環境保全上の支障又はそのおそれが確認された場合は、必要な措置を講ずること。
配慮が必要な施設等に対する影響	<ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区、港湾隣接地域の指定状況（港湾法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が以下の①及び②に掲げる区域を含む場合は、港湾管理者と協議の上、事業実施に当たって、港湾の利用・保全又は港湾計画の遂行等を著しく阻害しないよう、適切な配慮を行うこと。 ①臨港地区又はその周辺地域 ②港湾隣接地域又はその周辺地域